

「中小企業の従業員の働き方に関するアンケート調査」結果概要

平成21年5月27日

アンケート調査結果の概要等①

1 アンケート調査の方法

- 帝国データバンクの企業データベースを対象とし、従業員規模別に抽出率を設定し、5000事業所を抽出
- 調査期間：平成21年4月20日(月)～4月30日(木)
- 回収率：14.6%
- 実施主体：独立行政法人勤労者退職金共済機構(協力 厚生労働省勤労者生活課)

※ 単純集計結果に関しては、各質問項目とも無回答を有効回答でないとみなして除外している。また、クロス集計結果に関しては、クロスをしている2つの質問項目に対して、どちらかの回答がなければ有効回答から除外している。

2 アンケート調査結果の概要

- 回答の7割弱(66.1%)が常勤従業員のうち事業に従事する同居の親族がいると答えている。(P6参照)
- 回答の9割弱(86.2%)が青色申告を行っている。(P8参照)
- 個人事業主のうち、事業に従事する同居の親族の方の給与を、労務の対価として必要経費に算入している割合は9割を超え(95.1%)、法人事業主のうち、事業に従事する同居の親族の方の給与を、使用人への給与として損金に算入している割合は約9割に及ぶ(86.4%)。(P9参照)
- 事業に従事する同居親族が、仕事の内容・方法について、具体的な指揮命令を受けていると回答した事業主は7割を超え(74.0%)、また、事業主の指揮監督の下で行う労働に対して、報酬が支払われていると回答した事業主は9割を超える(90.6%)。(P10、P12参照)
- 今後、同居の親族の方の退職金のため、中小企業退職金共済制度へ加入できるとしたら、加入したいと回答している事業主は約7割(68.8%)に及ぶ。(P12参照)

アンケート調査結果の概要等②

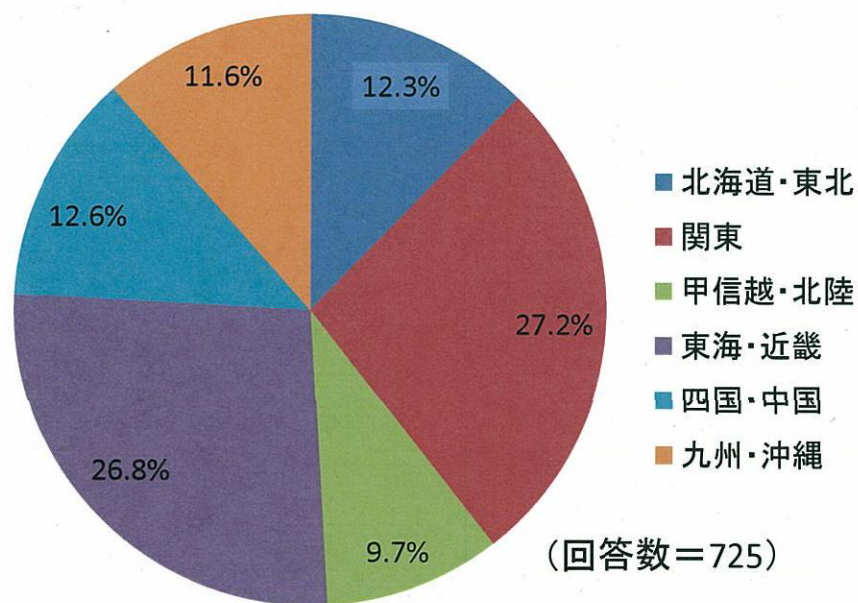
3 アンケート調査結果から読み取れること (P15,P17参照)

- 同居の親族のみを使用する事業においても、
 - ・ 同居親族の約8割(79. 2%)が、仕事の内容・方法について、事業主に具体的な指揮命令を受けていること。
 - ・ 同居親族の9割弱(85. 7%)が、事業主の指揮監督の下で行う労働に対して報酬が支払われていること。
 - ・ 同居親族の6割以上(63. 5%)が事業主自身や他の従業員と同じくらいか、それ以上の労働時間就労していること。が明らかになった。
- 同居の親族の給与を必要経費に算入している個人事業主については、7割以上(71. 2%)が、仕事の内容・方法について、事業主に具体的な指揮命令を受けていると答え、9割程度(89. 2%)が事業主の指揮監督の下で行う労働に対して報酬が支払われていると答えていることから、使用従属関係がある場合が少なくないと考えられる。また、同居の親族の給与を損金に算入している法人事業主についても同様である。

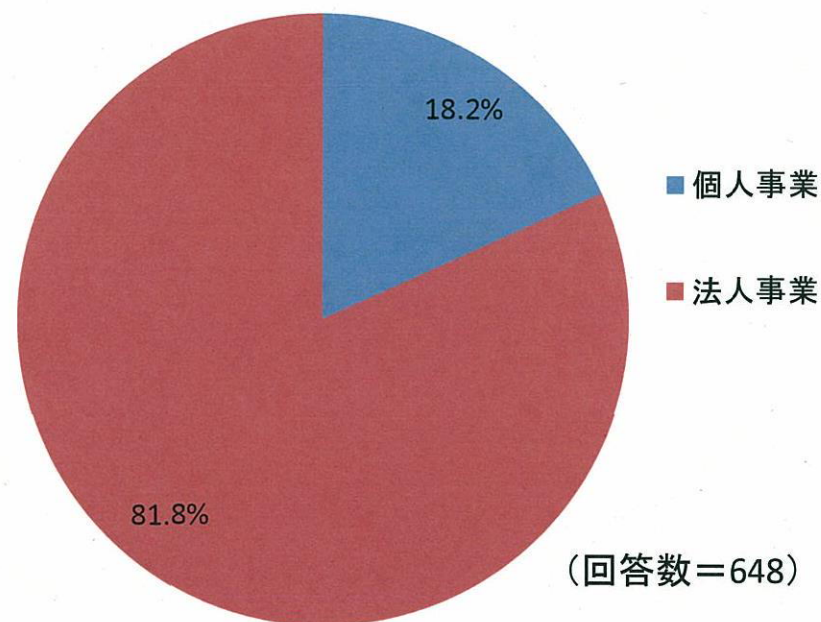
調査対象の概要①

- 回答の5割以上(54.0%)が関東及び東海・近畿圏に属しており、都市部の中小企業の割合が多い。
- 回答の8割以上(81.8%)が法人であり、個人事業の割合は約2割(18.2%)程度である。

本社所在地



事業形態

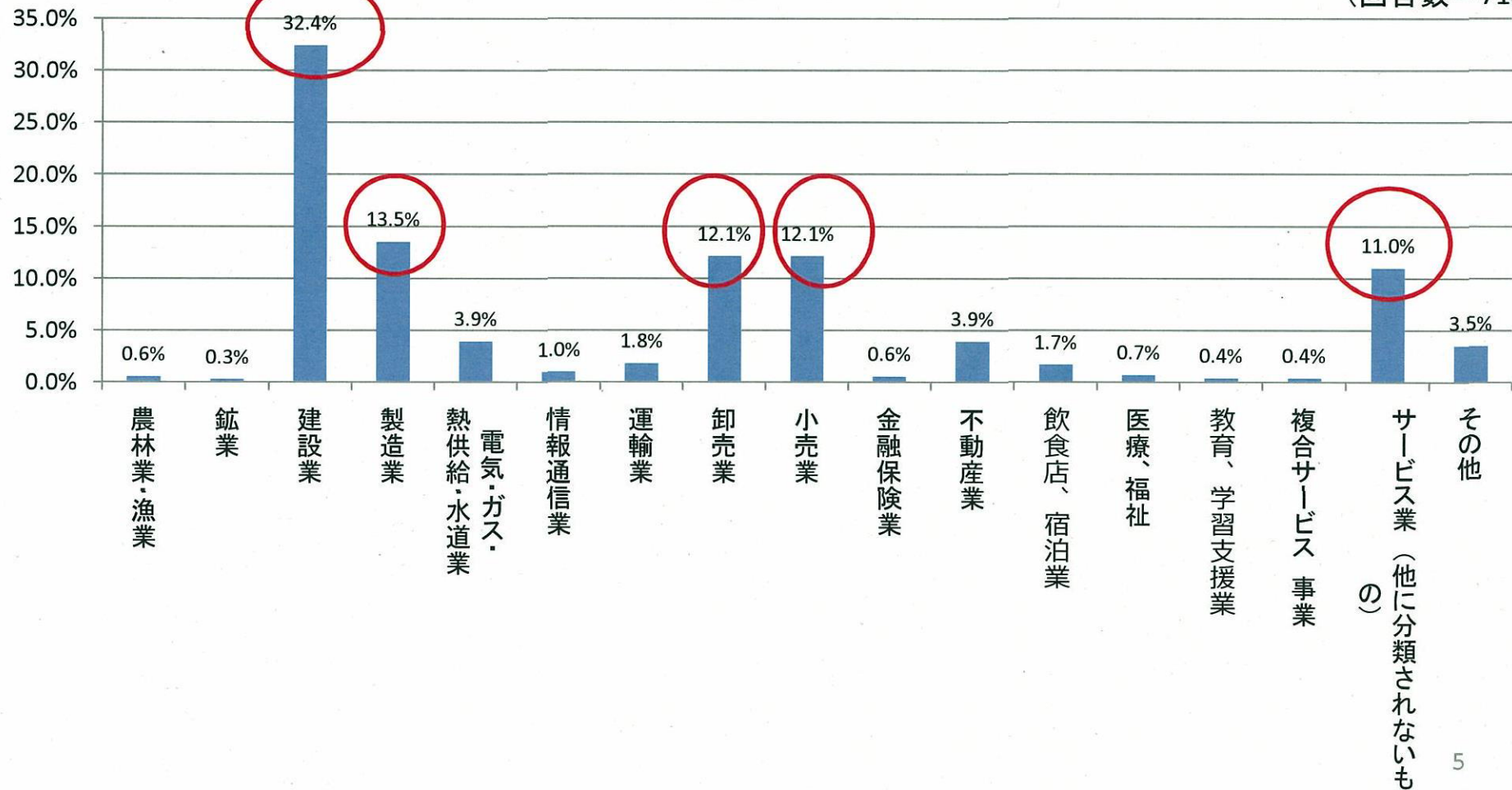


調査対象の概要②

○ 建設業(32.4%)に続き、製造業(13.5%)、卸売業(12.1%)、小売業(12.1%)及びサービス業(11.0%)の割合が高い。

事業内容

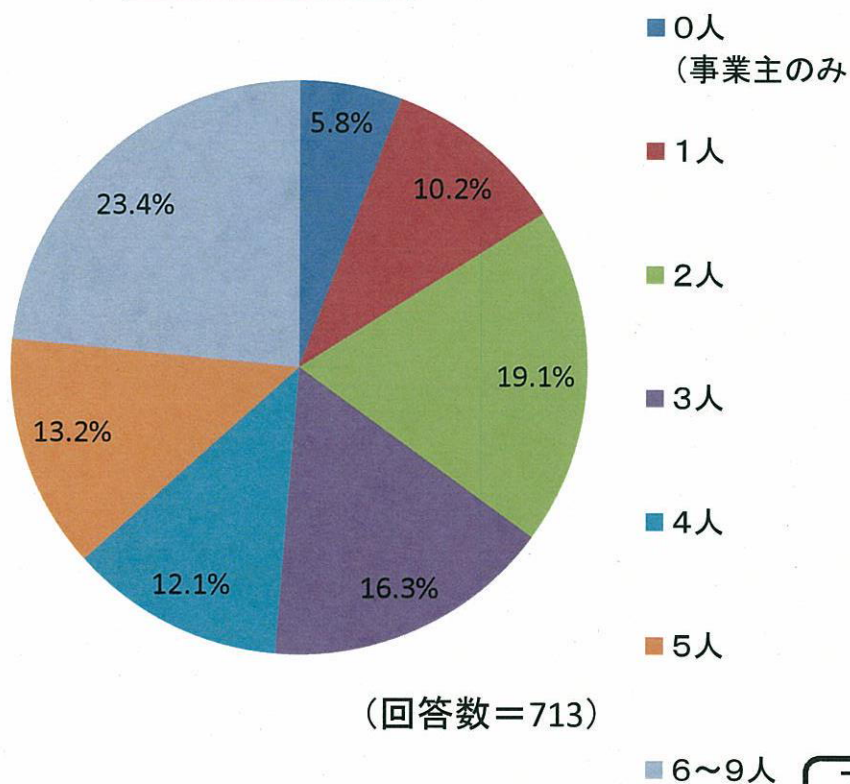
(回答数=710)



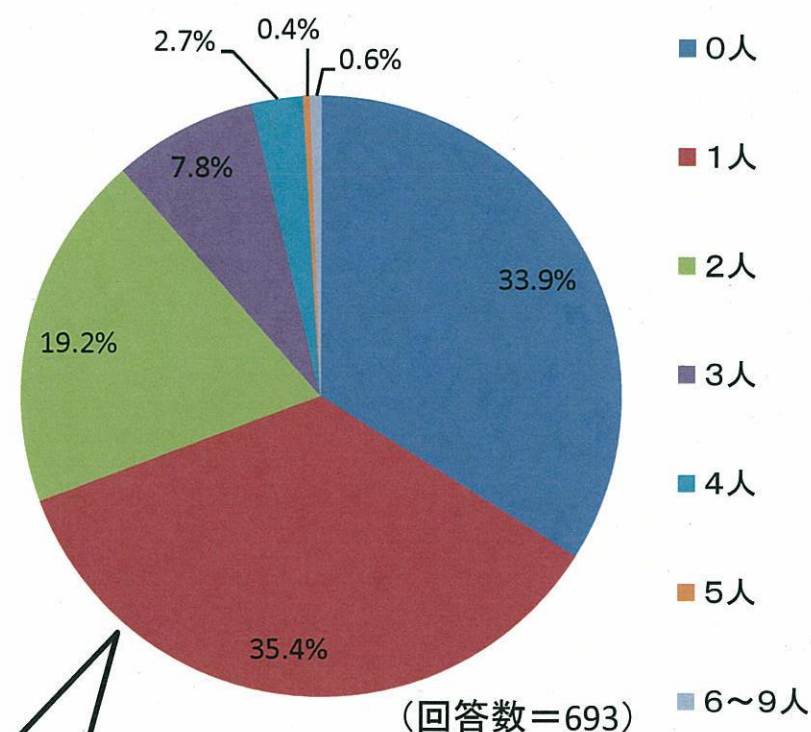
調査対象の概要③

- 回答の7割以上(76.6%)が常勤従業員5人以下の中小企業である。
- 回答の7割弱(66.1%)が常勤従業員のうち事業に従事する同居の親族がいると答えている。

常勤従業員数



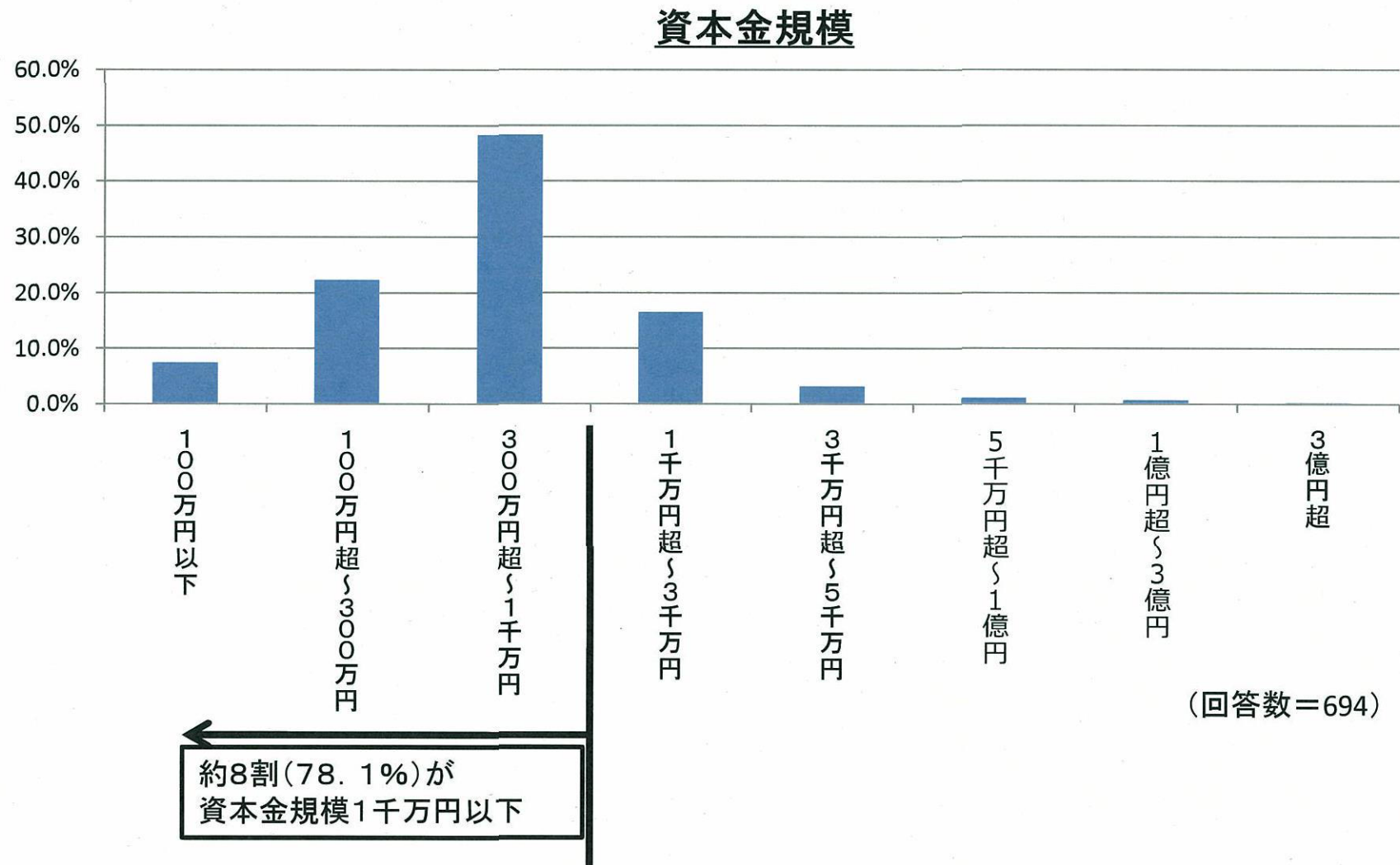
事業に従事する同居親族の数



7割弱が同居の
親族がいる

調査対象の概要④

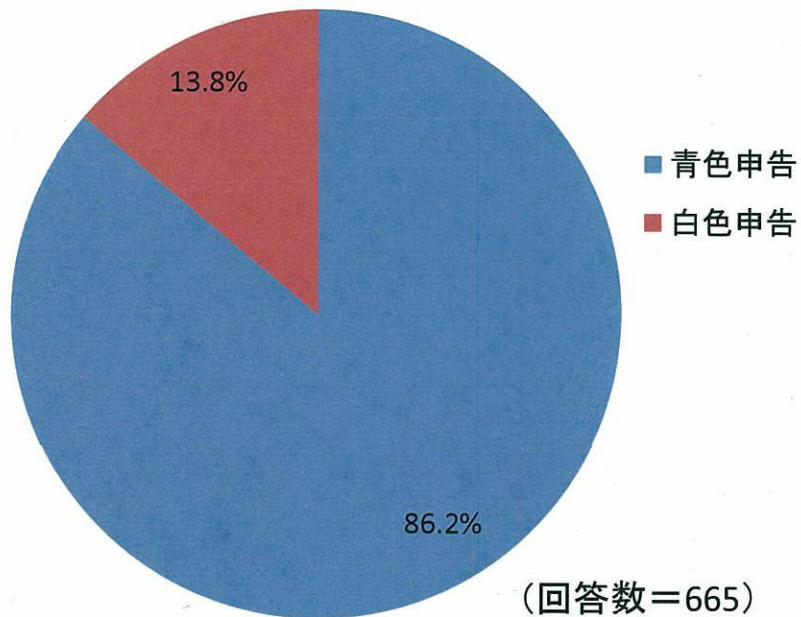
○ 回答の約8割(78.1%)が資本金規模1千万円以下の小規模な企業である。



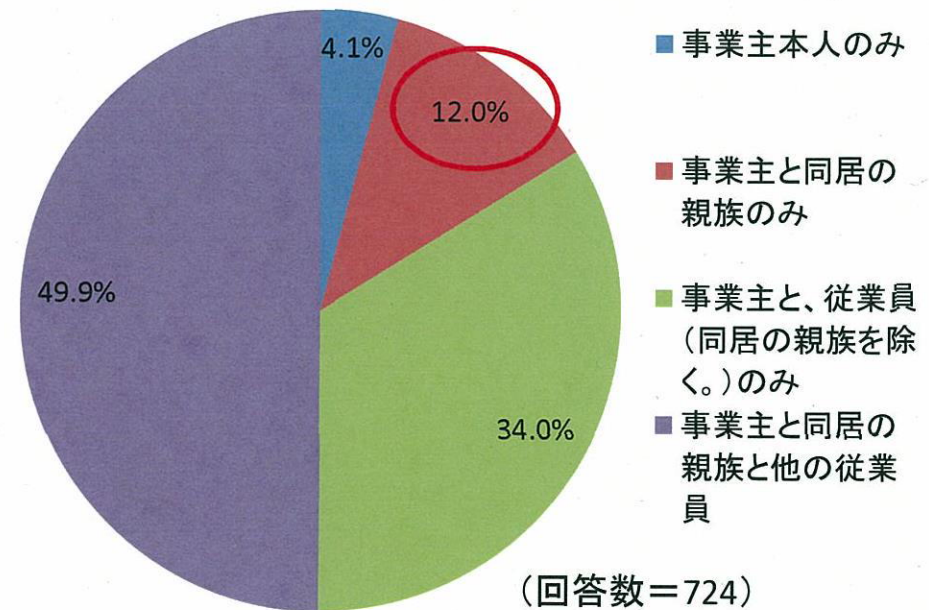
調査対象の概要⑤

- 回答の9割弱(86.2%)が青色申告を行っている。
- 回答のうち、同居の親族がいる事業は6割を超え(61.9%)、事業主と同居の親族のみの事業も一定程度存在する。

納税申告の方式



従業員の構成

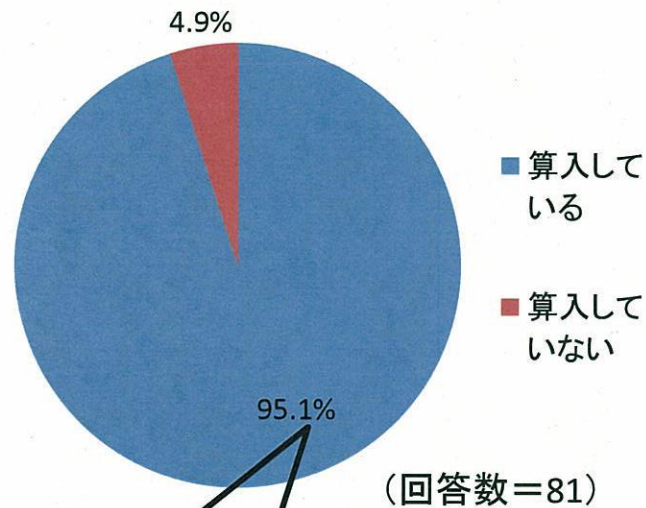


同居の親族の方の給与の取扱い

- 個人事業主のうち、事業に従事する同居の親族の方の給与を、労務の対価として必要経費に算入している割合は9割を超える(95.1%)。
- 法人事業主のうち、事業に従事する同居の親族の方の給与を、使用人への給与として損金に算入している割合は約9割に及ぶ(86.4%)。

【個人事業主】

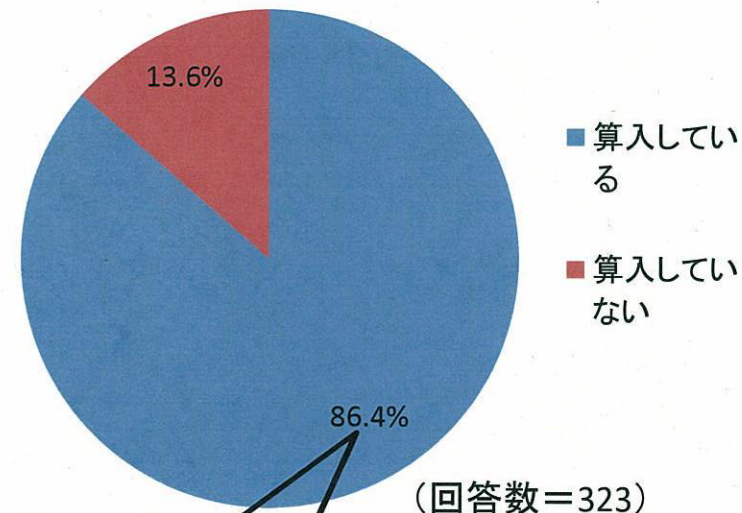
同居の親族の方の給与の必要経費への算入



9割超が必要経費に算入

【法人事業主】

同居の親族の方の給与の損金への算入

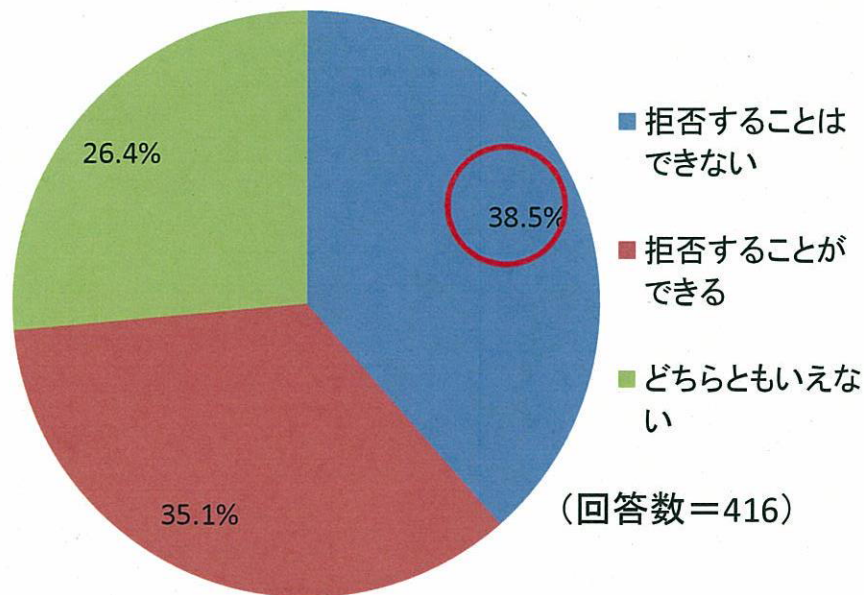


約9割が損金に算入

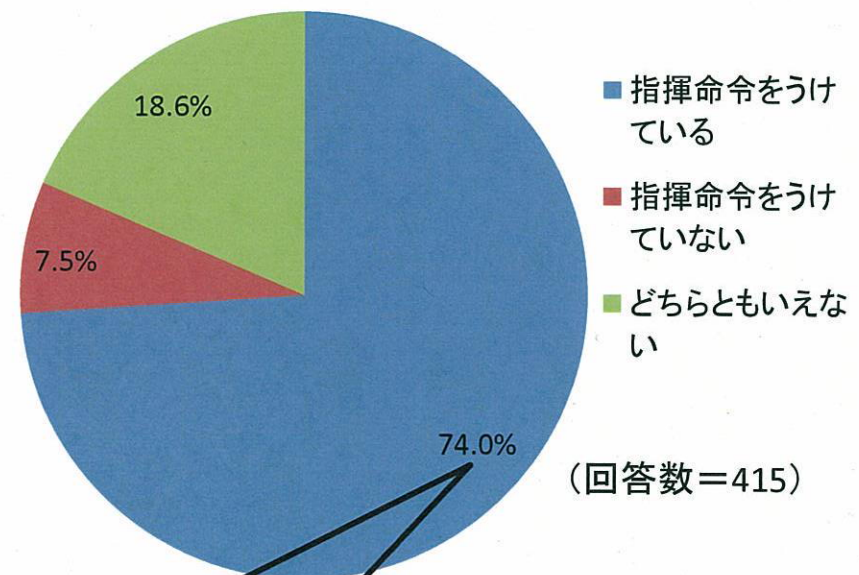
同居の親族の方の使用従属関係等①

- 事業に従事する同居親族が、具体的な仕事の依頼、指示等に対して自由に拒否することはできないと回答した事業主は、一定程度存在する。
- 事業に従事する同居親族が、仕事の内容・方法について、具体的な指揮命令を受けていると回答した事業主は7割を超える(74.0%)。

仕事の依頼、指示等に対する
自由な拒否



仕事の内容・方法についての
具体的な指揮命令

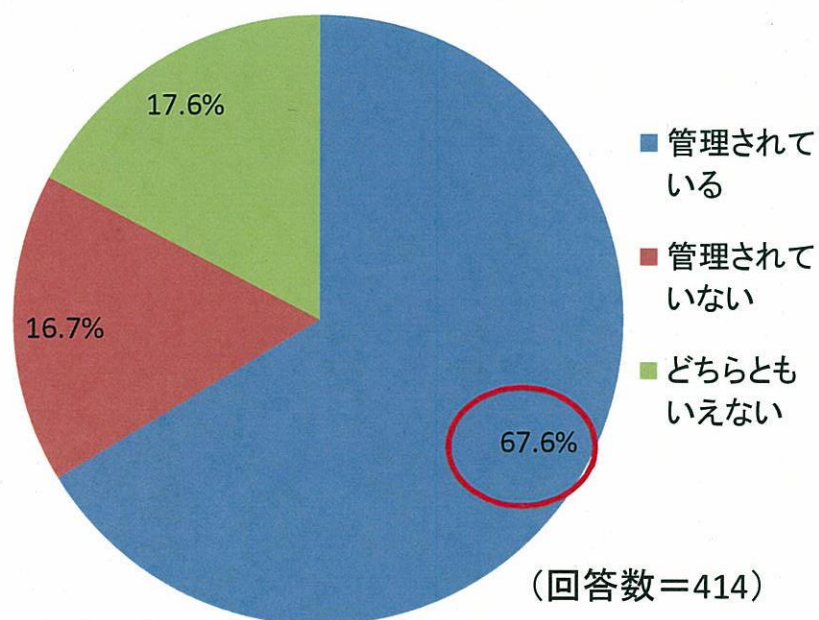


7割超が指揮命令を受けている

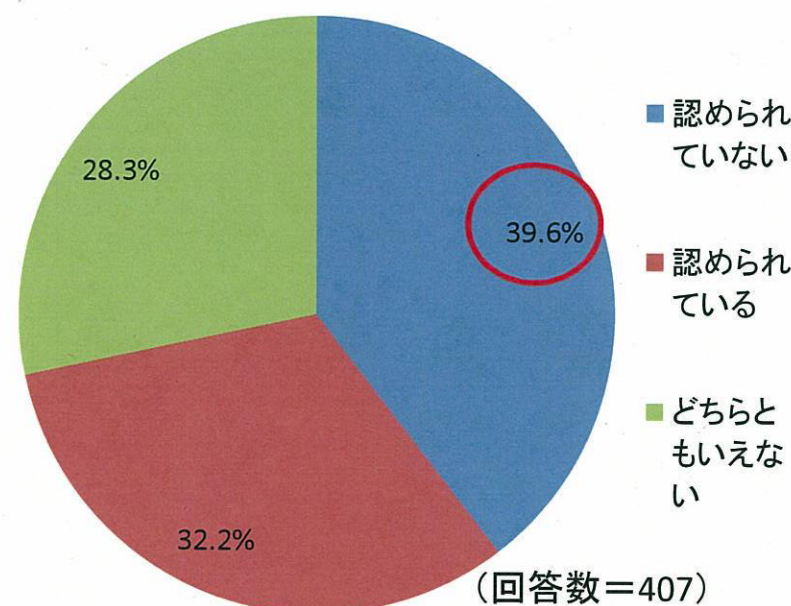
同居の親族の方の使用従属関係等②

- 事業に従事する同居親族について、勤務場所及び勤務時間が決められ、管理されていると回答した事業主は約7割(67.6%)に及ぶ。
- 事業に従事する同居親族が、本人に代わって他の者が仕事に従事すること、また、自らの判断によって補助者を使うことが認められていないと回答した事業主は、一定程度存在する。

勤務場所及び勤務時間の管理



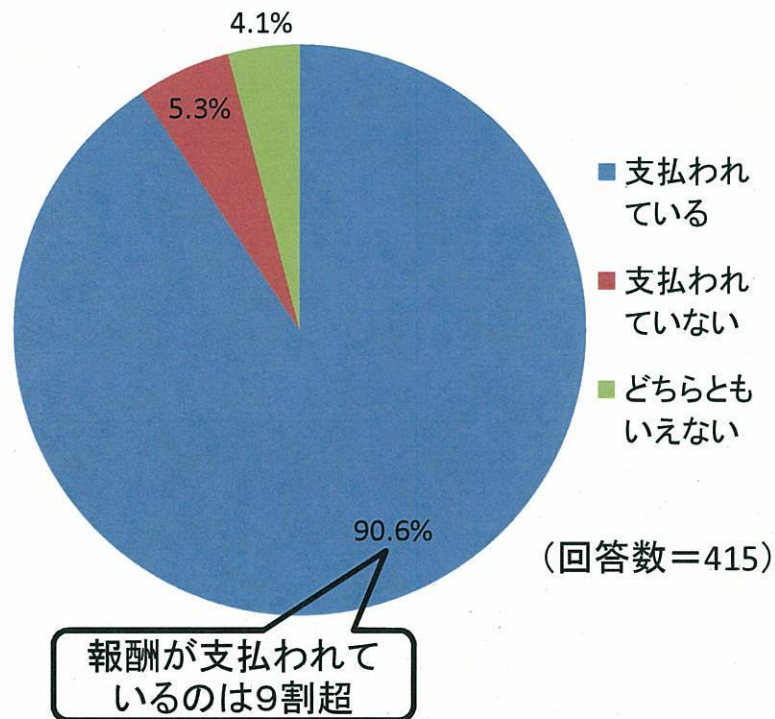
本人に代わる他人の仕事の従事
または補助者の使用



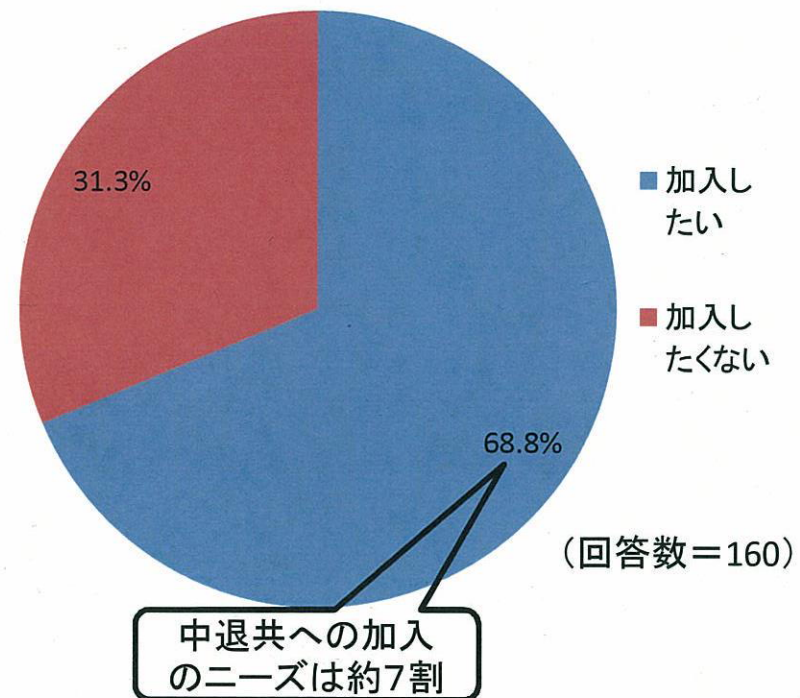
同居の親族の方の使用従属関係等③

- 事業に従事する同居親族が、事業主の指揮監督の下で行う労働に対して、報酬が支払われていると回答した事業主は9割を超える(90.6%)。
- 今後、同居の親族の方の退職金のため、中小企業退職金共済制度へ加入できるとしたら、加入したいと回答している割合は約7割(68.8%)に及ぶ。

指揮監督下で行う労働に対する
報酬の支払い



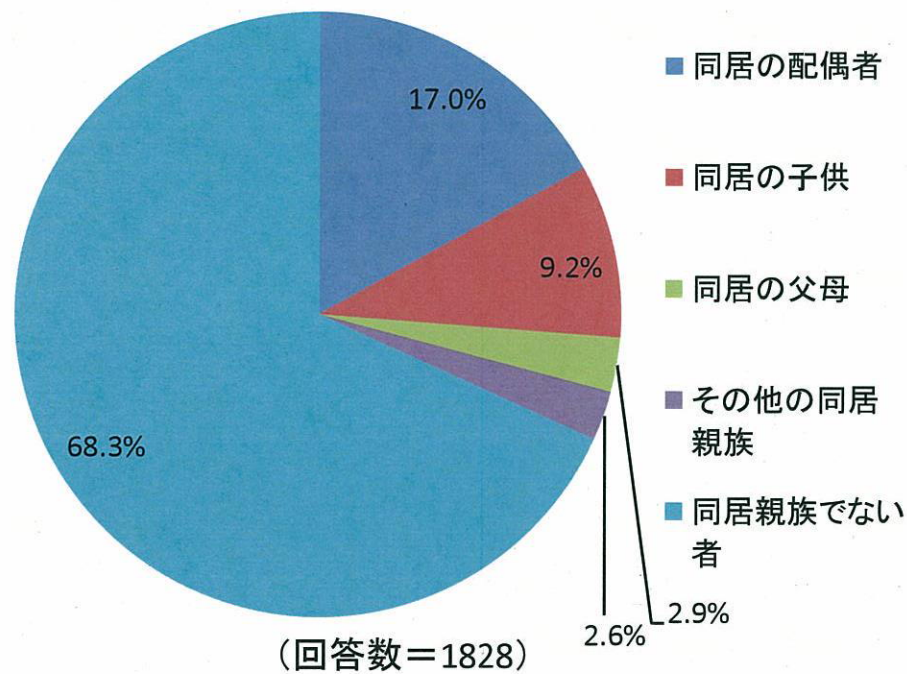
中小企業退職金共済制度への
加入のニーズ



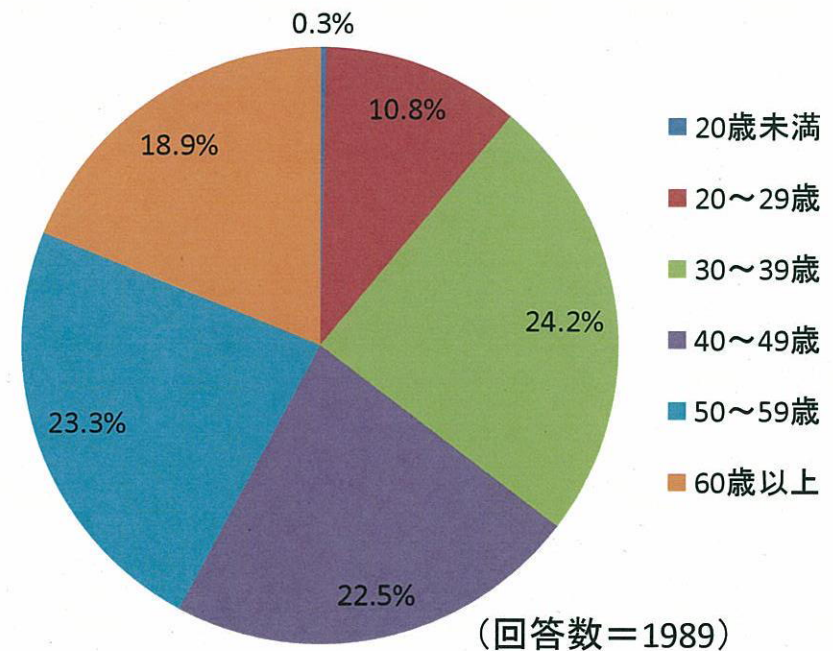
従業員の働き方の実態①

- 従業員のうち、3割強(31.7%)が同居の親族である。
- 従業員のうち、5割強(57.8%)が50歳以下である。

従業員の続柄



従業員の年齢

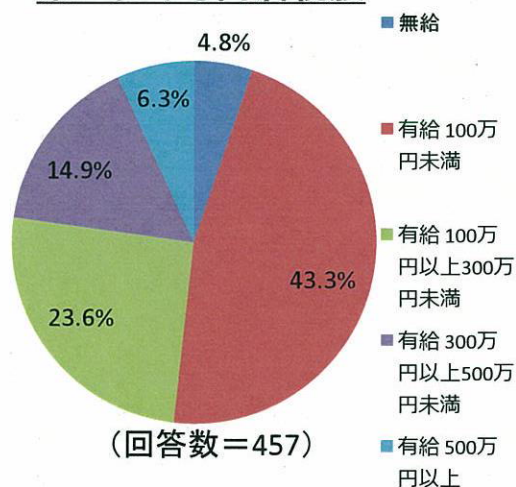


従業員の仕事の実態②

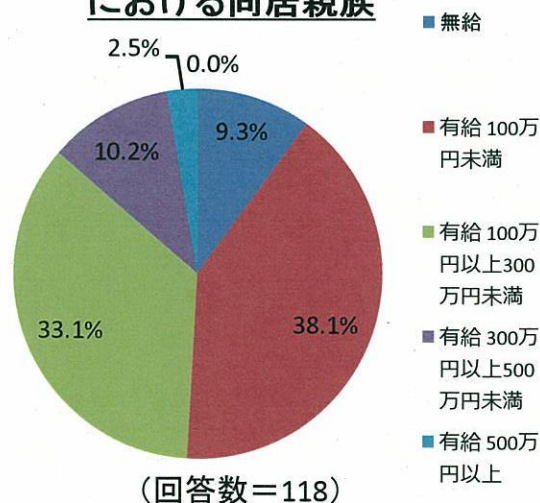
○ 従業員のうち、給与の支払いがある者の割合は、「事業主と同居親族と他の従業員」の事業における同居親族、「事業主と同居親族のみ」の事業における同居親族、同居親族でない者のいずれにおいても9割を超える。

従業員の給与支払いの有無

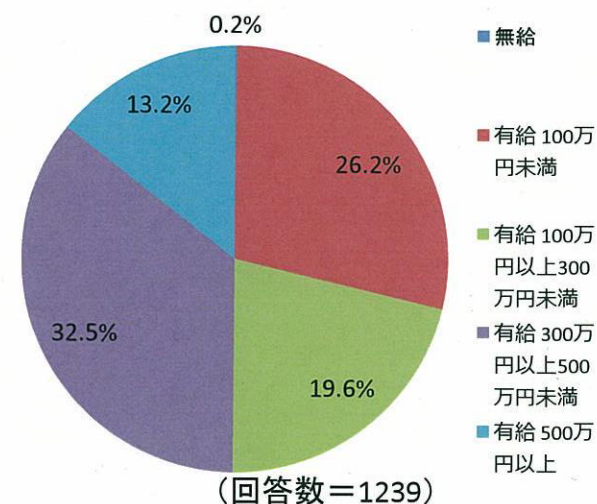
「事業主と同居親族
と他の従業員」の事
業における同居親族



「事業主と同居親族
のみ」の事業
における同居親族



同居親族でない者

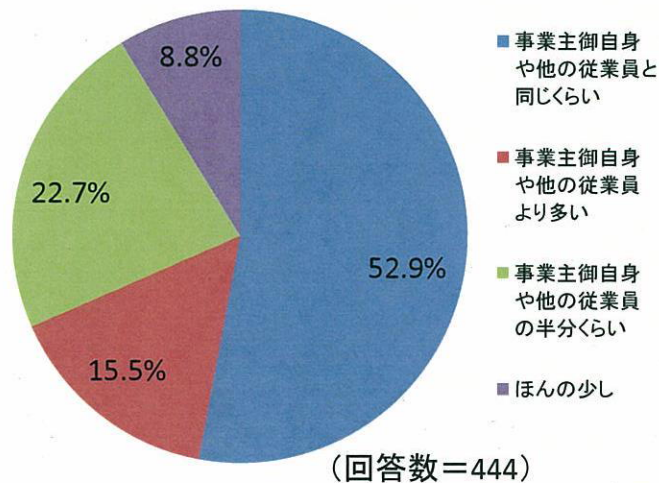


従業員の働き方の実態③

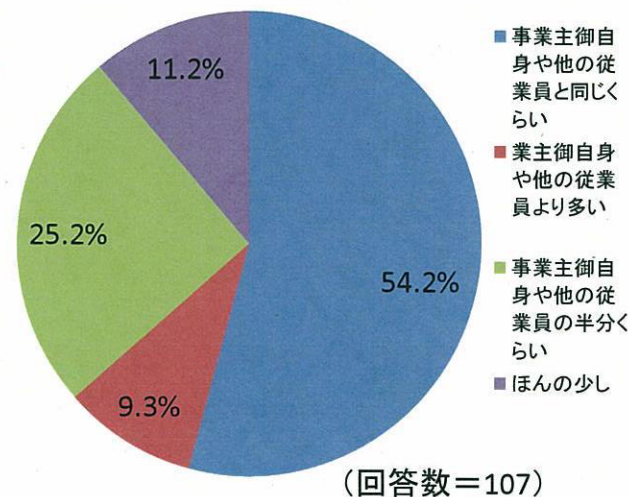
○ 従業員のうち、労働時間が事業主自身や他の従業員と同じくらい、またはそれよりも多い者の割合は、「事業主と同居親族と他の従業員」の事業における同居親族と「事業主と同居親族のみ」の事業における同居親族のいずれにおいても、6割以上存在する。

従業員の大体の労働時間

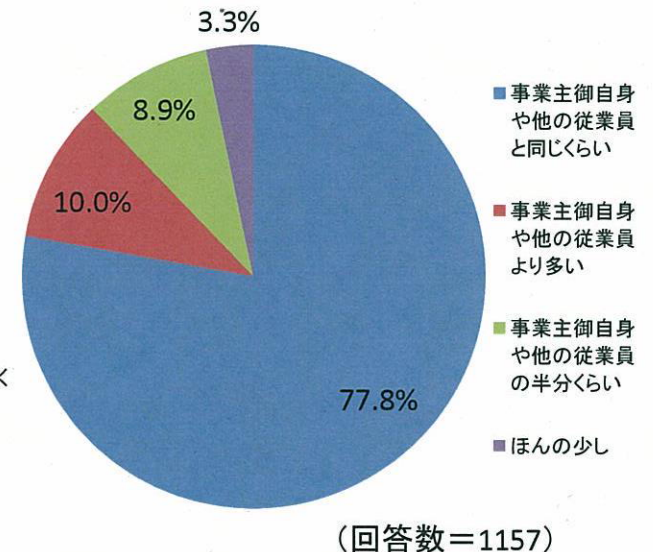
「事業主と同居親族
と他の従業員」の事
業における同居親族



「事業主と同居親族
のみ」の事業
における同居親族



同居親族でない者

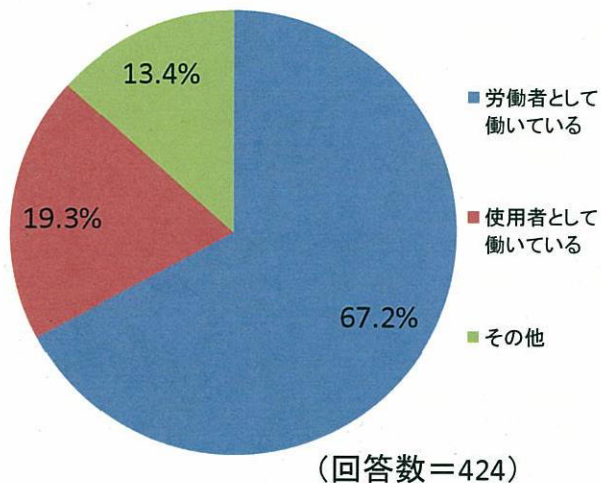


従業員の働き方の実態④

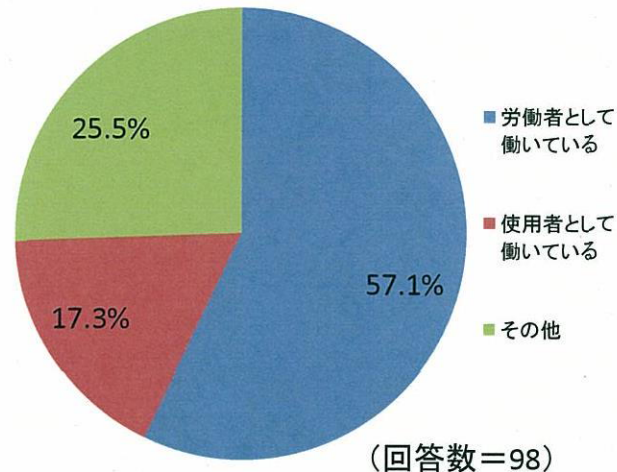
○ 従業員のうち、事業主が労働者として働いていると認識している者は、「事業主と同居親族と他の従業員」の事業における同居親族と「事業主と同居親族のみ」の事業における同居親族のいずれにおいても6割程度存在する。

労務提供の実態

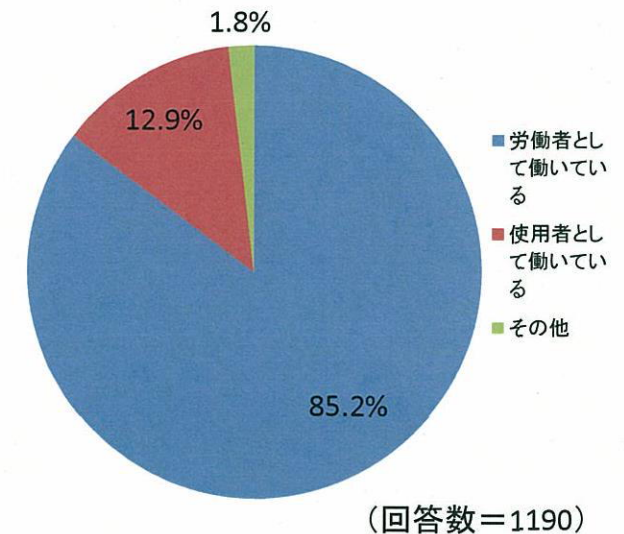
「事業主と同居親族
と他の従業員」の事
業における同居親族



「事業主と同居親族
のみ」の事業
における同居親族



同居親族でない者



事業主・事業の状況と使用従属性との関係

(単位: %)

		仕事の依頼、指示等に対する自由な拒否			仕事の内容・方法についての具体的な指揮命令			勤務場所及び勤務時間の管理			本人に代わる他人の仕事の従事または補助者の使用			指揮監督下で行う労働に対する報酬の支払い		
		拒否することはできない	拒否することができる	どちらともいえない	指揮命令をうけている	指揮命令をうけていない	どちらともいえない	管理されている	管理されていない	どちらともいえない	認められていない	認められている	どちらともいえない	支払われている	支払われていない	どちらともいえない
納税の申告方式	青色申告	38.3	34.7	26.9	73.0	7.8	19.2	69.0	14.6	16.4	38.8	33.3	27.8	91.9	4.5	3.6
	白色申告	47.9	31.3	20.8	75.0	8.3	16.7	59.6	21.3	19.1	47.8	21.7	30.4	81.3	10.4	8.3
従業員の構成	事業主と同居の親族のみ	31.6	45.6	22.8	79.2	3.9	16.9	53.2	24.7	22.1	36.8	32.9	30.3	85.7	9.1	5.2
	事業主と同居の親族と他の従業員	40.2	32.4	27.4	72.7	8.3	19.0	70.8	12.5	16.7	40.3	31.8	27.9	91.7	4.5	3.9
個人事業主への経費の算入	算入している	32.4	40.5	27.0	71.2	8.2	20.5	58.1	24.3	17.6	34.7	37.5	27.8	89.2	5.4	5.4
	算入していない	0.0	50.0	50.0	75.0	0.0	25.0	50.0	50.0	0.0	50.0	25.0	25.0	50.0	25.0	25.0
法人事業主への経費の算入	算入している	40.1	34.7	25.3	75.8	5.8	18.4	72.4	10.9	16.7	40.3	31.5	28.2	96.0	1.1	2.9
	算入していない	34.9	30.2	34.9	72.1	14.0	14.0	65.1	11.6	23.3	46.5	32.6	20.9	65.1	25.6	9.3